相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区鷹番二丁目九番、最後の住所岡山市北区奉還町一丁目二番三号せかんどゆーす西口七〇一　被相続人　亡　山根多美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

事務所岡山市北区番町一―五―五サンシュウビル二階猪木・手島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　猪木　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市安浦町三津口一丁目一〇〇八番地、最後の住所広島県呉市安浦町三津口三丁目一四番三〇号　被相続人　亡　伊藤　幸二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

広島県呉市中央三―三―二〇　ハイツ中央公園七〇一号椿の森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大森　恒太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市南鳥生町三丁目二番、最後の住所愛媛県今治市南鳥生町三丁目二番一七号　被相続人　亡　渡部　勝秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

愛媛県今治市常盤町四丁目四番地九

相続財産管理人　髙井　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市豊野町下郷三三四一番地、最後の住所熊本市城南町舞原無番地

被相続人　亡　山野スエカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十二日

事務所熊本市清水新地六丁目一番一五号パル新地Ａ一〇一号

相続財産管理人　司法書士　末松　恵美

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等を改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十月十二日

一、墳墓等所在地　東京都八王子市日吉町二―一

一、墳墓等の名称　了法寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都八王子市日吉町二―一　宗教法人了法寺　代表役員　中里　勝孝

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十三年九月十四日午前一〇時〇〇分開催の聖坂特定目的会社第一回一般担保付特定社債（発行総額金八億五千万円）（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本特定社債権者集会」といいます。）における左記決議について平成二十三年九月二十一日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十三年（ヒ）第三四八号）がありましたので公告致します。

記

本特定社債権者集会における決議事項

本特定社債の社債要項（以下「本要項」といいます。）を大要次のように変更する（なお、正文は英文です。）。

一、本要項の題名について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

聖坂特定目的会社第一回特定社債（発行総額金八億五千万円）（適格機関投資家限定）特定社債要項

二、本要項第九項（利息支払の方法）について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

（一）本特定社債の利息は、本特定社債の発行日（当該日を含む。）から㈠本特定社債が全額償還される日（当該日を除く。）又は㈡期限の利益喪失事由が発生する日（当該日を除く。）のいずれか早い日まで付されるものとする。発行会社は、下記第十項に従い、最終償還日において、本特定社債の利息の全て（支払われた利息がある場合は当該利息を除く。）を本特定社債権者に支払う。最終償還日において支払われる本特定社債の利息の金額は、㈠本特定社債要項に規定される利率で、㈡一年を三六〇日とした日割により、㈢利息の計算期間の実日数に基づいて計算される額（計算の結果、一円に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）とする。本特定社債の利息の支払を遅延した場合、適用されうる関連法令において許される限度で、当該利息は本特定社債の元本に組み入れたものとみなされる。

（二）期限の利益喪失事由が発生しかつ継続している場合、適用されうる関連法令において許される限度で、期限の利益喪失事由が発生した日（当該日を含む。）から本特定社債に基づく発行会社の全ての義務が完全に履行された日（当該日を含む。）までの期間について、期限の利益喪失事由が発生した時の本特定社債の元本残高に対して年十四％の割合の遅延損害金が生じるものとする。

三、本要項第十項（元本償還の方法）について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

（一）発行会社は、本特定社債要項の規定に基づき最終償還日より前に支払う場合を除き、最終償還日において、本特定社債の元本残高を償還し、かつ、本特定社債の利息を支払うものとする。上記にかかわらず、発行会社は、本特定社債の元本残高の償還又は利息の支払が劣後契約により禁止されている場合又は劣後契約と矛盾する場合には、当該償還又は支払を行わないものとする。

（二）発行会社は、最低三営業日前に、本特定社債が任意に期限前償還される日（当該日は営業日とする。以下「任意期限前償還日」という。）並びに期限前償還される本特定社債の元本金額及び期限前に支払われる経過利息の金額を特定した書面による通知を本特定社債権者に対し行うことにより、その単独の裁量で、最終償還日よりも前に㈠本特定社債の元本残高の全部又は一部を任意に期限前償還し、㈡経過利息の全部又は一部を任意に期限前に支払うことができる（以下「任意期限前償還」という。）。発行会社は、その単独の裁量で、発行会社が支払う元本の償還額及び経過利息の支払額の配分を決定することができる。疑義を避けるために記載すると、本特定社債の元本の任意期限前償還をする場合でも、発行会社は、それと同時に経過利息を支払う義務を負わない。上記にかかわらず、発行会社は、本特定社債の元本残高の任意期限前償還又は期限前の利息の支払が劣後契約により禁止されている場合又は劣後契約と矛盾する場合には、当該任意期限前償還又は期限前の支払を行わないものとする。

四、本要項第十三項（譲渡制限）について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

本特定社債は、適格機関投資家に対してのみ発行することができ、発行されるものとする。本特定社債権者は、本特定社債を適格機関投資家以外の者に譲渡することはできない。譲渡による本特定社債の取得は、本特定社債を取得する者が本特定社債を適格機関投資家以外の者に譲渡しない旨を約することを条件とする。本第十三項に記載される制限を除き、本特定社債を取得する者に関してその他の制限はない。上記にかかわらず、発行会社は、本特定社債の譲渡が劣後契約により禁止されている場合又は劣後契約と矛盾する場合には、当該譲渡を行わないものとする。

五、本要項第十六項（一般担保）について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

本特定社債権者は、資産流動化法第一二八条に規定される、発行会社の財産について他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有さない。本特定社債権者の権利及び支払の優先順位は劣後契約に従うものとする。

六、本要項第十九項（期限の利益喪失事由）について、その全文を削除し、代わりに以下を追加する。

（一）下記事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）のいずれかが発生した場合、本特定社債権者は、発行会社に対する書面による通知をもって、本特定社債の全部又は一部を、経過利息及び本特定社債要項に基づいて発生し又は負担する他の全ての金額とともに直ちに支払う旨請求することができ、これにより、請求された全ての金額について期限の利益を喪失し、直ちに支払期日が到来するものとするものとする。上記にかかわらず、発行会社は、本特定社債要項に基づく支払が劣後契約により禁止されている場合又は劣後契約と矛盾する場合には、当該支払を行わないものとする。